

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年6月16日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和5年6月16日（金） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年6月16日（金） 午後3時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（15名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）関谷 芳広
（5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （10番）吉本 典正
（11番）池田 寛 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）林 孝志
（16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（3名）

（8番）田村 正信 （9番）光井 憲治 （12番）石田 卓成

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	高橋 菜里

6 提出議案及び報告事案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第45号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）

議案第46号 非農地判定について

議案第47号 非農地判定（取り消し）について

議案第48号 農業委員会事務の実施状況等の公表について（別冊）
報告第44号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第45号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第46号 農地法第18条（通知）
報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第48号 農地法施行規則該当転用届について
報告第49号 畑地造成届出について
報告第50号 現況証明書の発行について
報告第51号 許可申請取下について
報告第52号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

13番 熊安 悦子委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和5年6月の月例総会を開催いたします。

本日は、8番、田村委員、9番、光井委員、12番、石田委員が欠席でございます。過半数の委員が出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。春作業真っただ中、大変だと思いますけれども、体に気をつけて取り組んでいただきたいというふうに思います。

今日の議案には、建売住宅の駆け込み需要で大分案件が上がっておりますので、慎重審議をよろしく願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、11番の池田委員さん、13番の熊安委員さんをお願いしたいと思いますけれども。

それでは、議案審議に入ります。

議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に、受付番号7が保留となりましたのでお伝えいたします。

それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第41号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。6件あり、目的については

全て所有権の移転となります。譲渡理由につきましては、相手方の要望によるものが2件、耕作困難に伴うものが4件で、譲受理由は、規模拡大が2件、相手方の要望によるものが4件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第41号の1は、第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

この譲渡人と、譲渡人と譲受人は———でございます。譲渡人のほうが———になるんですかね。譲受人のほうが———という関係のようです。資料のほう、現地確認、譲受人への聞き取りを6月9日に行いましたので報告をいたします。

現地は、資料の1ページ、それから2ページ、3ページと。———
———
———ぐらいのところの西側に位置をしております。いずれも、今回譲り受けるいずれの農地も譲受人の自宅のすぐそばということになります。

1ページの地図で申請地と囲ってあるところの下側のところの右側に家の形の図があると思うんですが、ここが譲受人の自宅になります。自宅の西側ということ、3ページの地図でいえば、

———が譲受人の自宅がある場所になります。その隣、———のところに農業用の倉庫が建っていると、こういう状況になっております。

譲受人に話を聞きました。既に譲受人が———されているんですが、その頃から自分の土地のほかに———の農地も耕作をずっとやっていたということで、今回、譲渡人のほうがもう高齢で後継者もないということで譲り受けるということにしたということです。

営農計画の詳細は4ページのとおりで、特に問題になることはないと思います。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についても耕作要件、それから農機具等もここに書いてあるとおり全て保有をされておりますし、既に耕作をしているということからも現在の農地は全て効率的に利用できると見込まれます。

そのほか、第2号、第4号、それから第5号、第6号、いずれも特に問題はなく、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第41号の2は、所有権移転の許可案件です。申請地は、富海の農振地域内にある、———という集落内にある農地、——m²です。資料の5ページから8ページがその説明になります。現地確認及び申請人の聞き取り調査を6月13日に行いました。

本件は、既に6年前に譲渡人のほうの申出から申請地に隣接する家屋と土地と合わせて、申請地も含めて購入されています。当時、下限面積要件があった関係で、この農地だけは正式に移転登記ができない状況にあります。今回の法改正によりその要件が撤廃されたため、改めて農地の移転申請をされるということでございます。したがって、その当時から譲受人の方によって耕作管理されており、現在——に居住はされているんですが、週一日は——に住まわれているということです。また、向かいに譲受人の——があり、その家族も含めて耕作管理をしていらっしゃるということです。

また、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては全て満たされており、問題ないものと思われま。以上のことから、皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第41号の3は、所有権移転の申請です。譲受人にヒアリングを6月4日に行い、後日現地確認を行いましたので御報告いたします。資料が10ページ、11ページを御覧ください。

現地なんですけれども、———の東側にあります。こちらの農地なんですけれども、今までされていた方がちょっと高齢、年齢を考えて、将来を考え、隣で営農している譲受人に所有権移転の話をされたということです。

譲受人なんですけれども、現在——で、——から青ネギを主体とした経営を引き継いでおられます。市場を中心に出荷されており、直売所、スーパー等販路も持たれております。年齢的にも今後営農の拡大が期待される若手農家の一人です。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず1号の全部効率利用要件ですが、こちらは作業場及び自身の農地に隣接しており、問題なく耕作され则认为しております。

2号の適格法人以外の法人及び3号の信託要件の規定には該当いたしません。

4号の作業常時要件、5号の下限面積要件、6号、転貸禁止要件も問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、これまでも隣接地で営農されており、地域との調和は問題ないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

この方は、もともと——在住だったんですかね。

○3番 ——生まれです。

○藤井会長 違うやろう。こっちに住んじょっちゃなかった。

○3番 いや、僕聞いた、本人に聞いたのは——で育ってきて、今、向こうに住んで、——

——に住んでいるんですけど、毎日通っては来ているんで。——があそこで。——、要は、——というふうには僕は聞いています。

○藤井会長 これ一時防府に住んでおられたんですね。（「いや防府市には住んでない」と呼ぶ者あり）これは——でも新規就農者の資格を取っちゃっちゃないよね。

○3番 それは、そこまでは聞いてないですよ。

○藤井会長 分かりました。新規就農資金なんか借りられていないですよ、これはね。分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案書の1ページの4について説明いたします。資料は13ページ、13、14、15を見ていただいたらいいと思います。

実は、議案書の52ページに譲渡人と直前まで耕作をされた人の利用権の解除というのがあります、というのは、今まで耕作しておられた方に譲渡人の方が——に現在ずっと住んで、50年くらい前から田んぼのある地区から——に行かれて、ずっと作ってもらっていたんですけど、その方に譲る、買ってもらおうということで、かなり再三、いろいろ話はしたんですけど、どうも最終的

には買わないということがありまして、何とかできないだろうかということで、その後、譲受人の方が買ってもいいよということになりまして、今回、第3条で譲渡しという経緯がオーケーになったというふうなことです。それと、3か月にわたっていろいろすったもんだ、あだこうだというふうになって、最終的にはこれで折り合いが付きまして、このようになりました。

したがって、第3条の2項につきましては、許可基準の判断に基づいて、6月9日、対面で譲受人の方とは再三お話をしておりますので、全部効率利用要件1号からずっと、既に御存じのように、書いてありますように14町ぐらいもう作っていらっしゃるんで、農地がかなり今回減になったりしたので、どうにも買いたいというものがありましたので、1号については全部効率利用要件ではクリアだと思います。

それと2号、3号もオーケーです。

4号も、常時、もう既に稲作、植付けなんかが終わっております。

それと地域の調和条件もずっとここでかなりの規模でやっていらっしゃいますので、問題ないということでオーケーです。

以上の点で、許可基準の判定については、地元の農業委員として問題ないというふうに判断をしておりますので、皆様方の御意見をお願いいたします。以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。譲受人——、大丈夫ですか。

○10番 個人的なことなんですが、——
——

——、6町の麦も刈られ、14町の稲の植付けもやっていらっしゃる。毎日、やっていますので、その辺はもう大丈夫だと思います。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 続きまして、10番、吉本です。議案書の5号は、譲渡人が近所の方ということで、2ページに移るんですが、議案書の2ページの受人は、その農地のすぐ隣ということで、以前からその隣も作らせてもらっておったというような状況です。これも6月11日の18時半から本人与譲受人と対面で倉庫の確認をいたしました。既に——のほうから退職されて、こちらに——で帰って

いらっしゃって、農業、前に近いところにあるからやりたいということで意思表示をされておりました。

資料のほうは19ページのほうがいいと思いますね。19ページが緑で囲ってあるところが今回の譲受けをされる田んぼ。その上に既に自分の自宅を———いらっしゃいまして、当日伺いまして、農舎のほうも確認させていただきました。

資料の20ページに営農計画書というのがありますが、機具のほうもトラクターと草刈り機を3台そろえていらっしゃいます。今倉庫のほうもちょっと工事中なんで少し離れたところへ置いていらっしゃったんですが、今本人がそういう意向ですので問題ないと思います。

許可基準の判定表によって農地法第3条2項の全部効率利用要件と農作業の常時従事要件、それと地域との調和要件についても確認をいたしました但問題はないというふうに判断いたしましたので、皆さん方御意見をお願いいたします。以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。申請地ではありますが、ページが21ページから23ページ、まず全体図が23ページを見ていただくと、———という県道がありますが、その道沿いにある事象であります。面積はトータルで———m²、———ぐらいの面積であります。これが譲渡人が譲受人に土地を譲るというものであります。

話の経緯を申し上げますと、譲渡人の家が、これも———にお住まいになりまして、もともと譲渡人の———がお住まいになっておられたんですが、———そのときに譲渡人の———

———というのがおられましたが、———譲渡人が———のほうにお引越しになられたということでありまして、———もう———で身動きが取れないと、こっちの山口のほうに帰ってこれないということになりまして、そのときに譲受人が譲渡人の———の住居を売りに出されているという話をおしりになりまして、それを購入されたんですね。購入されている、実は、この譲受人は譲渡人の実家の物すごい近所の方でありまして、よく幼少の頃から御存じであります。そういう関係もありまして話がスムーズにまいりまして、住居の購入が決まりまして、それとともに農地のほうも引き取っていただけないかという話になりまして、今回の申請に

至ったものであります。

それで営農計画書であります、このとおりでありまして、この方はみかん、かんきつ部会に入っておられますのでみかんはできると思いますし、面積は全部で1反2畝ぐらいでありますので、楽々できると思います。

ほかは営農計画書のとおりでありまして、あと、周辺の特になしとありますが、実はこの方は非常に草刈りとかも協力的でありまして、全然問題はないと考えております。

したがいまして、許可基準につきまして、1号は問題ありません。2号、3号は該当しませんし、4号、5号、6号というのは全然問題ないと考えております。皆さん御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第42号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は33ページからとなります。

議案第42号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件です。

転用目的の内訳は、駐車場が1件です。

受付番号1は、駐車場です。資料は33ページになります。農地区分は、集団農地2.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、吉本です。後ほどこれ第5条関係で出てくるんですが、今回、議案書の3ページと資料の33ページ、これに申請地というふうに緑で囲ってあります。その下が――でなくて――

――申請地ということになります。

そして、35ページを見てください。実は、本人にも聞いたんですが、――の時代にここは農地だったんですが、畑を、家庭野菜をつくっていらっしゃったんですが、若い方の代になって、野菜は少しほどあるんですが、あそこに車を置くようになったということで、実は、現在、車を置いていらっしゃるということです。

したがって、車を置くということは転用になるんじゃないかということで、結果的にはかなり前

からそういうふうにはやっておられましたので、現行はもう地上げしたような状態になっていましたので、始末書を提出していただいておりますということです。

したがって、議案書の３ページは、——— m^2 のうちの———が今回駐車場というふうに書いてあるんですが、その残りは、実は、農舎がやっぱり建っておりまして、これはまた別で、今回はこの畑になっておったところの——— m^2 の部分の第４条の転用というふうな議案でお話を聞いております。

以上のことから、仕方ないんじゃないかというふうに私も考えておりますので、事業計画も———
———が車を置かれるということで書いてありますので、このようになると思います。以上、説明いたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。私のほうから。

今農舎が建っておるという説明がありましたけど、そこもこれは無断転用になる。

○１０番 かなり前、その状態が分からんというふうに、———の代かなり前にありまして。

○藤井会長 これもいずれの時期か早いうちにちゃんと始末書を提出していただいて、転用届を出していただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ちゃんと拝見させていただきたいと思えます。

ほかにございませんか。よろしいですか。事務局、何かあります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第４２号の１番、承認いたします。
続きまして、議案第４３号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に資料の修正がありますので、そちらを先にお伝えします。

お手元の修正一覧にありますとおり、資料の６３ページと７５ページの資料番号のほうに誤りがありましたので、修正をお願いいたします。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は４ページ、資料は３９ページからとなります。

議案第４３号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は８件です。この８件の転用目的の内訳は、建売住宅が６件、上下水道の敷設が１件、駐車場が１件です。

受付番号１は、建売住宅です。資料は３９ページです。農地区分は、集団農地面積０．３haの農

地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号2も建売住宅です。資料は45ページです。農地区分は、集団農地面積6.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号3も建売住宅です。資料は51ページです。農地区分は、集団農地面積6.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号4も建売住宅です。資料は57ページです。農地区分は、集団農地面積6.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号5は、上下水道の敷設です。資料は63ページです。農地区分は、集団農地面積6.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号6は、駐車場です。資料は69ページです。農地区分は、集団農地面積1.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号7は、建売住宅です。資料は75ページです。農地区分は、集団農地面積2.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号8は、建売住宅です。資料は81ページです。農地区分は、集団農地面積2.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案書の4ページの1番から説明いたします。資料は39ページ、39ページから41ページを見てもらったと思います。

本議案は、これは———という農地を———が買い取って建売をするということです。

6月4日の10時から事務局の2名の方と田村委員と私が行いましたので、その内容について説明をいたします。

農地は現在———、ちょっと広いほう側、こちらが駆け込みなんで既に準備をしておったところで、耕作中ということで今年は田を植えるというようなことです。———は、休耕して管理をされておりました。

場所は県道のすぐそばで、———というのがあるんですが、そのちょっと南側になるんですが、———ぐらい東側の。譲渡人には電話で確認をいたしました。行政書士の方と事業計画書等について確認をいたしまして、売渡し人の方についても11日にお昼に電話で売却の確認をしております。水利組合の方も一応承諾をしたということで問題ないということで、図面で分かるように周辺はもう既に全部宅地化してありまして、ここだけがもう農地が残っているような状態でした。事業計画にありますように、ここは非常に需要の多い地域でありまして、建売もす

ぐ売れるというようなことで話を聞いております。

43ページが事業計画の図面です。被害防除計画についても先ほど言いましたように組合長とちよどここの場所はもう1人の方が農地がなくなったということで兼務していらっしゃいます。そうということで、問題ないんじゃないかというふうに地元の農業委員としては考えております。皆様方の御意見をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第43号の2について説明いたします。

本農地は、45ページを見ていただきますと分かりますように4月の段階ですぐ上の斜線の部分を建売住宅14戸を建てるということで申請があった事案です。

本件は聞いてみますと、所有者の方が————、当時お話ができなかったということで、その後————がこちらへお帰りになって、それをこういう話があるからぜひ売りたいということで業者のほうに掛け合わせて今回の申請に及んだという事案でございます。

現地調査は6月8日、事務局2名と田村委員、私の4人で行いました。

あと3件ほどございますけれども、これいずれも当日現地調査を行っております。

場所的には、————ぐらい西に当たります。もう一帯は45ページを見ていただければお分かりのようにずっと住宅が建っております。ほとんど残っておる田んぼは僅かでございます。

今回、疑問に思いましたのが、47ページ、この図面といくとちょっと分かりにくいんですけれども、先ほど申し上げたすぐ上の14戸の建売住宅の団地と本申請地とはつながってはいるんですけれども、ちょうど間に水路がありまして、それを境にして一応開発許可はそれぞれ行うということで道が繋がらないような状況になっております。できることならつながれば一番、いろいろ今後、都合がいいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、両者の言い分は水路に蓋をしたり、費用が要ということと、もう1つは、どうも————m²という、今回転用面積になっておりますが、ここに4戸の建売住宅を建てるということで、49ページを見ていただくとお分かりかと思いますが、通路が取れる余地は全くないわけです。そういうことでちょっといびつな、ちょっと何か変な団地になってくるんじゃないかとは思いますが、一応道のほうは南のほうにご

ございますので、そこを利用するという事で特に問題はないかと思ひます。一応、ここは市街化区域とはちょっと離れておりますので。

それともう1点、先ほどの建売住宅とはつながりませんので、このほうを下水道に流しておったんですけれども、こちらの4戸については浄化槽を設置して農業水路に流すということで計画はされているようでございます。

あと、農地区分は45ページにありますように第2種農地ということで特に問題もなかろうかと思ひます。その他一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当するものと思ひます。皆さんの御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。ございませんか。

私のほうから1つ。47ページの地図で見ますと、申請地の横に御本人名義の田んぼがもう少しあるんですけれども、これはどういう状況で、今後どうされる予定なんでしょうかね。

○7番 ちょっとこれは確認はしておりませんが、転用されている、宅地と一緒に使われているんじゃないかと思ひます。というのが、御本人とはお会いできませんので、今お話ができるのが——一、——も勤めておられるということで——との話でしておりますので、これは調べていきます。

○藤井会長 よろしくお願ひします。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、4番、5番を一括で上程させていただきたいと思ひますので、地元委員さん、よろしくお願ひいたします。

○7番 ありがとうございます。3つの事案についてお話をさせていただきます。

43号の3につきましては、先般、先月、農家住宅で——— m^2 の住宅及び倉庫ができていう事案があった件のすぐ東側に当たります。農地が3枚あります。3枚の農地はいずれも耕作はされておられません。

53ページでちょっと、図面で行くと下のほうになりますけれども、———につきましては、数年前までは耕作をされておったというふうに聞いております。現在、何か———になられて体が言うことを聞かんようになったということで、この二、三年は何か耕作をやめておられるというふうなことでございました。それ以外のところは保全管理はちゃんとやっておられま

すけれども、耕作はもうここ10年来されていないというふうに聞いております。

————は、先々月だったですか、————があるんですが、すぐその南側の田んぼの転用の許可申請があった方の所有農地でございます。この方もこの2枚で農地がなくなるということで、先般お話聞いたらもうほっとしておると、もう百姓をする気はないんで売れてほっとしておるという話でございました。この方はここだけの農地でございましたから、これが処分されて非常に助かったと。聞いてみますと、これがいずれ、また後すぐ4号で出てきますけれども、こちらの事案の絡みで話が一気に進んだというふうに聞いております。同じ業者が建売住宅を建てるということでもあります。

それから、55ページにちょっと気になりましたのが、地図で、ここで24戸の建物ができておりますけれども、図面で一番、これ3段に分かれて住宅ができるようになっていますが、一番上の段については浄化槽というのがそれぞれ9件、9件については浄化槽の設置が書いてあります。ちょっとこれ業者に聞いてみますと、これ後でちょっと出てくるんですけれども、上下水道をつなげるようにしているわけですが、勾配の関係で下水道にちょっとつながらんというようなことで、ここについては浄化槽を設置することにしたというようなお話でございました。

それから、もう1点、浄化槽設置の建物が9戸ありますが、すぐその下の欄が水路をこれは存置という形になりますけれども、残すことになっています。ここでは、ここで24戸、さらにまた4号のほうで24戸、ほかのところにもう1か所あるんですけれども、3か所が建売住宅を検討されておるようなところがございますけれども、ここについての水路が非常に基幹的な水路になっていますので、これは上下の水路からして残しておかないと具合が悪いということで、上にはグレーチングをしてちゃんと水路は残すということで水利組合との話も了解済みであるということでございます。

次に、4号について申し上げさせていただきます。

これは、これ59ページを見ていただきますけれども、ここでは————については、相続で配偶者の方が取得されております。

上の————につきましては、これは平成22年というふうに言っていますから、十二、三年前に購入をされて、これは————名義の農地ということになっております。ここは、去年までこの2つの田んぼ、もう1枚また別のところにあるんですけれども、この3枚の田んぼについては、——に在住しておられる————がこちらへお帰りになって耕作をしておられたということでございます。何か皆さん、——皆さんで何かつくっておられたというような話もされておりました。

ここににつきましては、61ページで、これも地図を反対にして公園というのを左上にあるほうを見ていただくと、一番下の段が番号が15というふうに振ってありますけれども、ここも、ここ1戸だけ、24戸あるんですけれども、1戸だけ浄化槽が設置ということになっております。ここも

勾配が取れないということで、図面からいけば右のほうに流れるようになるんですけども、勾配が取れないということでここだけは浄化槽にしたという業者のお話でございました。ここについては立派な市道がありますので、その水路に流せているということで特に問題はなかろうかと思えます。

次に、43の5号について、これ63ページからですけども、65ページでは、緑の表示がして新設というふうになってはいますが、その東側のほうが水路ということになっております。

したがって、水路は生かして、ここには地下のほうに上下水道、上水と下水の管を造るというのが次のページに出てきております。水路から1.7mを確保して、その下にちょっと四角になった断面図A—Aということで書いてありますけれども、下のほうに下水、上のほうが上水道ということで2つの管を埋設して、さらに一応、断面図でいって左のほうが田んぼになりますけれども、そこに擁壁を設置して、上には一応コンクリート面の蓋をするということで計画されているように聞いております。本土地は耕作をしておられまして、この方が売らないと、ちょうど63ページを見ていただくと分かりますけれども、63ページの道を挟んで下のほう、ここが2枚の田んぼを今耕作されておって、これで何とか飯米が確保できるということで売らないようにして、こういう形になったというふうに聞いております。一応、これを水利組合のほうにも話をして了解を得られたということで、水路としては、既存の水路は65ページを見ていただきますと分かりますように、道路を挟んで人が持っておられる田んぼの———を通して、今度は左のほうに流れていくということになっております。お話としては以上でございます。皆さん御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、池田です。議案第43号の5では、上下水道を敷設するというので、今被害防除計画の汚水の処理は先ほど御説明がありましたけど、合併浄化槽と公共下水と両方がしてあって、公共下水、ちょっとあって合併浄化槽、段差の関係があるとか聞いたんですけど、私、公共下水道が来ておれば、基本的にはそっちにいくと、何年か以内に公共下水道をやらなきゃいけないんだっというような法律的な何か、何かあったら合併浄化槽でやる、公共下水道につながらないで済むとすることができるかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○藤井会長 どうですか。それは確認させてください。また改めて。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

これは別々にさせていただきます。まず3番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第43号の6は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、駐車場のために転用したいという許可申請です。現地確認を6月9日に私と事務局2名及び末廣委員と行いました。また、6月12日に譲渡人の———に、それから13日に譲受人、———なのですが、その———に電話で聞き取りをいたしましたので、これらの結果について報告をいたします。

現地は、資料69ページから71ページのとおり、———より300m辺り北側に位置しており、農地区分は第2種農地となっております。

申請地の現況なのですが、現状は雑草が生えている状態で、譲渡人によれば、ここ数年は耕作はしていないと。草刈り程度の保全管理をやっていたけれども、管理を持て余していたところということでした。

譲受人のほうからは、かねてより駐車場が手狭になったということで隣接しているこの農地を譲り受けることにしたらいいなということで相手に譲ってほしい旨の申出をしたところ、了解を頂いたということでした。

71ページの地図のほうに譲受人の会社のすぐ隣がこの農地ということで、今回こういうことになったものと思われます。

この申請地の西側にも田んぼはあるんですけれども、———、これらの現状は耕作はもうされておりません。ただ、草取り等はされて保全管理はされているという状態になっておりました。

事業計画書及び被害防除計画書の内容についても特に問題点はない。今回の件で、転用で周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないことから、本件については、現状もやむを得ないと判断をいたします。皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、7番と8番は購入会社と一緒にするので、連続して説明をしてよろしいですか。

○藤井会長 一括しておねがいします。

○10番 連続して説明させていただきます。

では、議案書6ページ、まず7番のほうから説明をさせていただきます。資料は75ページからです。

これは、先ほど第4条の中で出ました関連の農地です。77ページの上、農地の番地がありますので、そちらのほうで説明します。

この————という農地の上が先ほど言いました第4条の関係で駐車場にしたというところです。

まず、43の7について、これは、売主2件の農地を————さんが、これも実は駆け込みでちょっと問題があるんです。問題があるというのは、認定農業者の方が耕作をしておられたんですよね。そういう田んぼを売主の方も売却される言ったらもうしょうがないんですが、農地がなくなっていくということなんです。実は、——のすぐ前の田んぼなんですかね。近く。

現地調査、6月8日の10時から事務局の2名と田村委員で行われました。その内容について説明いたします。

農地は今、耕作の予定ですが、現在はもう途中でやめたということで荒放置して、そのままでいくと。現場は、先ほど言いましたように————というのがあるんですが、それよりちょっと北のほう、3分の1ぐらいの上の——というところ。6月9日に御本人には売却の確認をいたしました。行政書士さんには、11日の11時から電話で打ち合わせをしております。

内容的には、やはり駆け込みということで、今回、この2つの農地を売却するんですが、議案書の37ページには、先ほど言いましたように耕作をしておりましたように利用権の解除というのが5月25日だったかな、これをしておるのが、議案書のほうにはついております。その関係でここは宅地を造成するというふうな事案でございます。

事業計画書の中にちょっと変な形になっているんですが、79ページは事業計画の宅地の配置図。この図面からいきますと、下のほうが水、逆さになって見にくいんですが、農道があったんですね。水路があって道があって。この農道がなくなって、もう宅地になって、宅地の中の6m道路ができて、今度は前に道があって出られないことはないですよ。変な形になって。農道がなくなるというふうな、形の図面になって。これも道路が非常にいびつな形で出入りがしにくいというふうな。

おまけに転用してありますので、こういうふうな形におると思います。

被害防除計画についても特に合併槽ということで問題ないというふうにお聞きしましたので、まず7号についてはこのように説明しておきます。

8号に入ります。

次は、議案書の6、7。これは3件の農地の所有者の方、資料の83ページ、———

———、この3つの農地を今耕作していращやるのが白い———とその左ですか、———です。ここに農地があります。残ります。この3つの農地の議案書、8号については売却して———さんが購入して、同じように住宅を建てるというのがこの辺です。

事業計画書の中で1点だけ私のほうで注文をいたしました。85ページに宅地の配置図があるんですが、現在、道というのがずっとあって、図面でいくと、上のほうに道があつて、水というのが水路。この道というのは従前からある農道、2mぐらいの。農道のところをちょうどこちらの向かつて左側に市道があるんですが、これに出るところを直角に出られん。出られんことはないんですが、重機、大型重機なんかが周りにくいんですね。宅地をされるときにそこにフェンスを建てるから。そこはすみ切りをしていただくようにということで行政書士さんをお願いをしました。———の会社のほうに電話して、———のほうは図面も何もないからというんで、田んぼの方にも了解をもらって、———にその事柄をお願いしまして、これは6月11日の12時からですか。———をお願いしました。

新しく宅地のところにできた道はすみ切りしていますよね。市道に出るところは斜めに。これは基準もあつて、そういうふうに道路をしなさいというのがあるらしいですよ。だけど、私たちは農業委員としてやはり大事なものは、宅地をどう造ろうと、今度、周辺の農地に入るときにその農道からの出入りを、阻害するような宅地が建っては困るんでこういうふうにする追記を登載したということで、これは基準はないということで、ここについては追記でお願いしております。

それと、被害防除計画についても先ほどと同じように下水、下水ちゅうか、合併槽へ最寄りの水路へ流すようになりますけど、これも問題ないというふうに承諾を得ようということでした。

以上、7、8とも、合わせて2件と3件ほどですが、同じ方が1人いращやるんで、結局、4人の方が農地を売却されるというふうな事案でございます。特に今回の駆け込みがありまして、耕作をしておつて、また途中、利用権の設定を解除したというのがありまして、非常に農業をする人については残念だなというふうに思っておるんですが、仕方がないなというふうに担当の農業委員としては思っております。以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

私のほうからちょっと質問です。7番、担い手が耕作されておつてということは———。

○10番 そうですね。

○藤井会長 これ———を耕作されとったということ。

○10番 どちらもです。———を耕作しておられたんですが、今回ちょっと遅れて

———が今回の議案書の内容です。———については先月ですかね、解除していらっしやいます。そういうのがせっかく耕作をしているのに、営農の規制になりますね。仕方ないかなというふうに思います。

○藤井会長 これすんなり話合いができたんですか。これ賠償請求することもできるんじゃないかなと思うんですがね。

○10番 そこまで気にしなかったです。

○藤井会長 これは特に問題ありませんね。

○10番 そうですね。前の第3条のときも話をしたんですが、もうこれは私があっせんして話をしたんですが、耕作途中の売却とか名義を変えるとかいうことになるわけですね。当然、その地主の方には迷惑をかけたんだから気遣いをしなさいよというぐらいの話はしましたけどね。せっかくそれで生計を立てていらっしやるんですからね。

○藤井会長 あと、これ記入の問題なんでしょうけれども、37ページに合意解約、———というのがありますね。当時の面積が———になっとなってますけれども、先ほど説明があった無断転用のやつが———でから——— m^2 になっているので、———はこれどういう関係になっているんですか。

○事務局 今回の転用に併せて———を分筆しております。解約後に分筆です。

○藤井会長 ありがとうございます。ほかに何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決します。7番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、承認いたします。

続きまして、議案第44号と45号を一括上程させていただきたいと思います。事務局、お願いします。

○事務局 議案第44号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の

基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）、議案第 45 号農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明いたします。議案書は 8 ページからになります。

議案第４４号、４５号につきましては、県で公告予定の利用権設定が３２件になります。農地の集積面積は１４万１，９８２㎡です。

内容は、議案第４５号の番号１から９につきましては、議案第４４号の全ての農地をやまぐち農林振興公社に貸し付け、議案第４５号にてやまぐち農林振興公社から貸し付けを行うものです。また、議案第４５号の番号１０から３６については、やまぐち農林振興公社から貸し付ける相手に変更が生じたものとございます。以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、また、委員さんで説明が必要と思われる方は説明をよろしく願います。どうぞ。

○ 1 1 番 1 1 番、池田です。議案第 4 5 号の 3 0 番についてちょっと説明したいんですけど、譲渡人の方と備考欄の変更前の譲渡人の方、これ同じ方の名前になっているけど、どちらかが違うと思われるんですけど。譲渡人が。いかがでしょうか。

○事務局 事務局から説明いたします。

番号30番なんですけど、変更前も変更後もこの方で合っておりまして、中間管理機構に貸されて、同じ所有者の方がそのまま御自身の農地を耕作をされているという契約になっているみたいで、契約自体はこれで合っていますね。

○ 1 1 番 その下、3 1 番でしたら所有者が違いますよね、譲渡人が。そして変更前はこの人。これ
 同じ人になっちゃいけないんじゃないですか。引受けの方の名前ですから備考欄。今回は——
 ——が受けた。

○事務局 確認します。——すいません。お待たせしました。やはり番号30番は、農地の所有者が——で、農地台帳上の借受人が中間管理機構を通して——が耕作されていることになっていて、実際に中間管理機構から届いた解約の書類も中間管理機構と——の解約になっておりますので、6月30日の公告で——への耕作者の変更ということで公社より情報が入っております。なので、恐らく……。

○11番 私が思ったのは勘違いかもしれませんが、今、———が自分の土地を造るんだったら、その管理をどうしようという必要はないわけですよ。だから、違う人のを———が受けておられて、この度変更で———ということの、流れになると思うんですよ。その下の31番のような形になっていたら。31番の土地の変更前の———という方はありますよね。これはいいんですよ、こちらが違うから。これは同じだから何か私はそれじゃ違うんじゃないかと思ったんですけど。

○事務局 一応こちらのほうで登記情報も確認したんですけど、——が所有者になられていたの
で、おそらく所有者も——で、耕作者も——というふうな契約が公社のほうでできていた
のかなと。

○藤井会長 それで以前できとったんです。

○11番 そうなんですか。

○藤井会長 _____

○11番 そうなんですか。そういうのがあったわけかな。分かりました。自分の土地を自分であげ
て、おかしいなと思いました。

○藤井会長 _____と言われた時期もあったときがありました。

○11番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

前に触れましたけれども、今回、_____に大分農地が集まっています
けれども、その前までやられておった借受人が急死されて、まとまった農地が浮いてしまった状
況、今回、_____がお受けになって、何とか継続、耕作できるような状況になっておりますけれ
ども、これがなかったら担い手に苦慮するような状況なんで、前も申しましたように大きな農家が
耕作できなくなったときの受け皿を普段から確保するよう考えとっていただけるというふうに思い
ます。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入りたいと思います。議案第44号、45号、御承認いただ
ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、44号、45号、承認いたします。

続きまして、議案第46号非農地判定について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は30ページ、資料は別冊を用意しております。

議案第46号は、非農地判断についてです。提案された件数は1件、21筆です。

受付番号1は、田島の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、
非農地と判断するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。現地確認を5月23日、事務局2名と井元推進委員さんと私の計4名で行
いました。

まず、大きな番号1番、2番から参りましょう。1番、2番の①、_____

—

—————が御覧のような状況になっています。

ページ数は別冊の3ページ、次、4ページに参りまして、最後の—————

—

—————、これ竹がすごい生い茂っております。

④です。最後の—————、林道のところになっています。

続きまして、2番のほうの、ページは6ページになりますが、最後の—————

—、

—————、それから7ページにもありまして、最後の—————もやぶになっております。

次は場所も変わりまして、まず1ページの表で行きますと、3番は—————です。ページ数でいいますと9ページ。最後の—————も大やぶになっております。

次、下に参りまして、—————もやぶになっています。

③に行きまして、ページが10ページです。—————、これもやぶになっておりまして、下の

—————も竹が生い茂っておりというふうな状況になっております。

続きまして、初めのページ、1ページで、4番の場所に当たります。これも最後のページですが、これ山番になっておりまして、—————も、もう雑木が生い茂っております。

以上のことからしまして、これは農業事業に該当する農地ではないと判断いたします。皆さんからの御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第46号、承認いたします。

続きまして、議案第47号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第47号非農地判定（取り消し）について御説明します。

記載の対象地は—————地番になりますが、令和5年2月の総会で審議された非農地になります。

土地の所有者へ総会後に非農地通知書を送付したところ、所有者から当該非農地判断された農地

の場所の確認がございまして、こちらの場所については、所在地が承認できないとの申出がありました。改めて地番の位置の特定について法務局へ公図、分間図の調査を行いました。地籍調査が未実施の地域であり、地番、位置の特定が法務局のほうにおいても不可能であったため取消しをするというものです。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 今説明がありましたが、何かご意見があればお願いします。

○2番 2番、石川です。地番の特定ができず、どこへあるか分からないというのですか。

○事務局 こちらのほうで非農地判断をする場所を地図でつくるわけなんですけれども、通知を受け取った方がどの場所を判断されたのでしょうかということで、本人がちょっと場所がはっきり分からないということでお問合せがあったんですが、こちらでその資料をお見せしましたら、その場所が違うんではないかというようなお話があったということです。

○2番 自分の農地ではない。

○事務局 結局は、ここが地籍調査が終わっておれば、きちんとした場所が法務局で公図になるんですが、分間図というもので昔の絵図のようなものでつくったうちの資料といいですか、ようなもので作業しております。そういった場所を作業するようになりますので、こういった地籍調査の未実施の地域については僅かにこういったケースが出ることもあるのかなというふうに思っております。

○2番 筆で書いているの。

○事務局 そうですね。漢数字で昔の本当に紙で残っているものです。

○2番 大まかにはここら辺ということですか。

○事務局 そうですね。大まかに言えばここら辺というのが分かっておりますので、こちら側も非農地に限らず農地の地図というのは全部必要になってきますので、分間図の場所であってもいろいろつくりますが、今回はちょっとそういった形になりました。

○2番 本人がゆとりがないということであればやむを得ないでしょうが、ただ、大まかにここら辺で、ここら辺が全部荒れていますというふうなことになる、管理してくださいゆう話になるんじゃないかと思うんですが。そういうのをどういうふうに大まかにここって分かっちゃって、それよりも大きい範囲をあげているということになって、そういう状況じゃないかと思うんですが。

○事務局 今回は場所の特定ができないということで取り消すというところなんですけれども。

○2番 大きい範囲の中のこれがちっちゃいところかどうか分からんという話で、大きい範囲が全部が自分の農地でないということになると、（発言する者あり）本人にはやはり管理してくださいねという話ですね。

○藤井会長 その地番だけでなく、周りにほかの所有者の方も同じように非農地判断を出しているけれども、その方々は農業委員会で非農地にしてもらってから税金が安くなるわけだから、条件においての中で一部ですから、当然、農業委員会から管理してくださいとお願いするしかないですけ

れども、そもそも荒れた中で一部を耕作するというのは難しいのでどうしようもないんじゃないかなというふうには思います。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今のやり取りを聞いてちょっと疑問に思ったんですけど、原理原則に戻って、登記簿というものが存在するはずでありますので、登記簿は所有者の方がお持ちになりますので、そのあたりのことはお分かりではないかと思ったりもするんですが、そこを根拠として、もう登記簿はこちらにありますか、いかがでしょうか。そういう議論のやり方というのはできないものでしょうか。登記簿は絶対あるはずですからね、これね。

○事務局 そうですね。御本人さんはそういったあたりも調べようとされ、もちろん登記簿とかは多分調べられているようなんですが、受け継いだ場所がちょっとはっきり、ここじゃないと思うというような感じであって、今後どうなるのかちょっとあれなんですけど。

○藤井会長 今回、だから同じようにやったのが山で、山の課税が送ってくるんですよ。あれには地番と面積も書いてあるんですけども、もうこれ法務局に行っても課税課に行っても森林組合に行ってもこれどこまで面積が正しいか場所がどこかというのを特定できる場所はどこにもないですよ。払うほうももう無条件で言いなりでから課税されておる可能性も大ですね。ほぼ取られるケースが今回あってから、森林組合ぐらいに行ったらあるんじゃないかと考えていたんですけども、昔の墨で書いてあるあれというのは個人が持っておるようなあれで、全体が持っていないという形になっています。だから、その辺のところも、ここの市役所のどこの部署にあるんですかね、地籍調査部とか。そこには一番物がそろっておるような気がするんですけども、どうなんですかね。

○事務局 地籍調査がまだ済んでいないということで、市の……。

○藤井会長 今地籍調査が済んでいないのは、今やっておるのは富海ですか。

○事務局 今やっているのが、奥畑は、たしか、今やっているという。残っているのが小野でしたら真尾と、あとは大崎、佐野、それと、後は全くやっていないというところだと野島。（発言する者あり）その辺はまだ結構残っています。

○藤井会長 倉重さんがおっしゃったようなことで面積とかは特定できるんでしょうけど、いかんせん場所が特定できないんで、そこを管理せえというのはなかなかちょっと難しいものがありますので。いろいろ尽くして、それでできるように努力はしますけど。

○11番 すいません。すいません、ちょっとよろしいですか。今小野のほうですいいね。小野のほうには奥畑、先程ありましたが、地籍調査をやっていますし、真尾地区はまだなんです。中山地区というのは済んだんですけど、どうしても所有者に全部、立会の通知が行く。あるいは行かれない人は委任するとか、業者さんもいろいろ測られたりするんですけど、現場へ行って、いろんな資料を持ってきてくださいとかあるんですけど、早く言えば、境はどこですかねと、ここじゃない、これ

大体、真っすぐだからこうなっているから、その現場で早言えば、決まっていくんですよ。杭を打ちちゃいくんです。だから、双方生かして、それが折り合えんときにはもう杭を打てないんです。だから、大体、皆、自分の山はどの辺にあるのかちゅうのは分かっちゃおるんですけど、面積というのは分からないから、これ地籍調査が済んだら、正式に全部地籍が確定しますから、大体増えますね、面積が。もう昔は少なめに出しているみたいなんですから、ほとんど増えます。もうすごく増えるところもあるんです。所有者がご不明とかいろいろあるんですけど、今ちょっと話がそれましたけど、今地籍調査が済んでいないからこのまま外すと。だから、結局、一貫性ですね、真尾地区だったら、極端に言ったらまだやっていないわけで、これから地籍調査に入るけど、現実はあるからあれですね、決めているんですけど。こういうところは地籍調査をやっていないところは外すかどうか、その辺の方針を打っていかないと、これはこうだよと言ってこられたら、また非農地と判定したけど、またのけるちゅうことをしておりますので、その辺をどういうふうにしていくかということ。地籍調査が済むまでは外すかどうかとかそういうふうなこと。図面ができていない、正式な図面がないということですからね。

○藤井会長 特定はできませんけども、大体入っていただいて、このあたりの中に絶対含まれておる農地、これ全体がもうあれ農地じゃありませんよと、この中に絶対あるんですけど、場所は特定できませんけども、このうちのどっかで明らかに農地という状況ではないですけども、どうですかと言って、それは是非田んぼにしてくださいと言われたら、それはそれで僕はよろしいんじゃないかと思うんですね。この中に含まれておるのは確実なわけですよ。

○11番 特に奥畑地区というのは山の中ですから、また山の真ん中に農地があるんですよ。こねえなところに昔からつくっていたのというような、もう完全に木です。

○事務局 一応、関係図は絵図ですけどもありますので、ある程度は市のほうで対象地図というのはつくれておれていますので、非農地判断も国がちょっと推進しているところもあるので、進めながら様子を見ながらやっていけたらと思うんですけども。

○藤井会長 公図がまだ作成できていない地区が結構あって、佐野の場合、2人でやられておって、お亡くなりになって荒れてるんですけど、ここを買いたいという方が現れたんですけども。いかんせん公図がないんで面積が特定できなくて、農業委員会が売買に関わることができなくて前に進まなくなったような経緯もありますので、もう明らかにここまでやられていることは分かっておりますけれども、範囲が分からんと。

○15番 15番の林です。大道地区を担当しておるんですけど、今の話を聞くと、ちょっとずれるんですけど、取消しの話の中で遊休農地の毎年8月とかでやっていますよね。その中で今、非農地判断の中でちょうど出たんで、竹やぶの中で、当初、私が赤判定をしたんですね。黄色だったから。当然、何十年とやっていないから、住民の方が黄色にしろとかではありません。赤判定にして、

それを基にして事務局が通知をされて、どうしますかという話の中で、これは私が管理していますと言って、私はその家に行ったら叱られました。どねえなっちょるんですか。—————が毎年、夏に帰って竹を切っていますと言って、孟宗竹やら。まさしくその後に山に見に行きましたよ。まさしく刈っちょっちゃったです。今年も次に竹が出てきているんですけど、こういうのを赤判定にしたら、そういう家の人が財産のためにもっておきたいという話だろうと思うんですけど、赤にして困るという。

例えば、赤の非農地判断をここでして、また取消しというのが出てくるんじゃないか。その辺の判断を事務局とつめておいてもらいたいと思うんですけど。だから、今は黄色にしています、それは。でも、それはね、ちょっとおかしいと思うんですけどね。

○藤井会長 こういうことがないように、一応は非農地に判断にされますかどうかという案内を出しておるわけでしょう、事務局は。ご同意いただける方はこれで進めます、事務局に行ってください。これは私が耕作しとるとか言われたところで異議があれば、元へ戻してくれるという回答でしょう。

○事務局 今回のように、前年度も1件ございましたかね、西浦で。なので、それが事実であれば取り消しますし、何か別の事情があっても非農地判断に同意しないというのがあれば、もうきちんと保全管理してくださいというお願いのほうをしっかりとさせていただくということになるかと思います。

○藤井会長 その辺のところはしっかり事務局から連絡をさせますんで、申し訳ありませんでしたが謝ってください。そういうところは出てくると思いますので、皆さん対応していただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。その取消しの件は、もうその都度、またこういうふうに上げていただきながら判断していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第47号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、議案第48号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第48号を御説明いたします。

議案のほうが本日、議場配付をさせていただいております。

こちらの議案第48号は、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

農業委員会等に関する法律第37条の規定により、実施状況につきましては、インターネットその他の方法で内容の公表をしなければならないというふうにされておりますので、この議案第48号に書かれている内容をインターネットのほうに公表する予定でおります。

それでは、1ページ目の農業委員会の状況のところですが、こちらにつきましては、令和5年4月1日時点の農業委員会の人員体制、市内の農家、農地の概要を記載しております。

1ページめくっていただきまして2ページ目ですが、2ページ目の最適化活動の実施状況、こちらのほうにつきましては、(1)農地の集積というのが書かれてあります。農地の集積につきましては、実績のほうが真ん中あたりの③実績の欄のほうに記入がございます。

令和4年度の新規集積面積は1年間トータルで20haの新規の集積がありました。これによって年度末の集積面積の累計は777haとなりまして、最終的な今年度の集積率は38.9%となりまして、昨年の37.9%よりも1%集積率のほうは向上いたしました。

続きまして、(2)の遊休農地の発生防止、解消の欄でございます。こちらにつきましては、3ページを御覧ください。

3ページの上からb、イ、③実績というふうに書かれてあります。

実績の欄のほうを御覧ください。アの既存の遊休農地の解消のところですが、令和3年度の緑部分の遊休農地が67haありましたけれども、これを5年間で解消するというのが目標になっております。

こちらの実績のところに記載がありますとおり、令和4年度の間に既存の緑区分の遊休農地の解消実績面積は21.8ha、目標の面積は13.4haでしたので、こちら大きく上回る結果が出ております。

黄色部分につきましては、黄色部分と新規緑につきましては、令和4年度は事業の対象外となっております。

その下の④のその他の欄を御覧ください。令和4年度に行いました利用状況調査の結果のほうに記載されております。

1号の遊休農地の面積は138haで、昨年よりも、昨年在139haでしたので、1haほど減少しております。

この138haの内訳は、緑判定が59ha、黄色判定が79haでございます。

先ほど既存の緑が21.8ha減少とお話したんですが、トータルでは1haの減少となっております。

これにつきましては、増加した要因といたしましては、前年度では赤判定だったものが緑や黄色の判定に変更になったものや、新規で緑や黄色となったものが合わせて33haくらい増加しております。

それに対して、減少の要因といたしましては、営農再開による減少、こちらが2.5haぐらいありました。緑とか黄色から赤になったものが0.2haぐらい、それから転用によるものが2ha、非農地判断によるものが7.1haぐらいありましたので、減少した面積は全体で3.4haぐらいありました。

増加と減少の差引きで1ha程度の遊休農地が減少したということになりました。

耕作放棄地が割と増えてきている中で1haの減少をしたという結果になっております。

続きまして、(3)新規参入の促進を御覧ください。1枚めくっていただきまして4ページになりますけれども、一番上の③の実績のところですが、新規参入者への貸付等について、農地の所有者の方からの同意を得た上で公表した農地面積は7.7haでした。

令和4年度の新規参入者は1名の参入がありまして、この方が利用権の設定等で取得した面積は0.5haでした。現在、——地区のほうで果樹栽培のほうを新規で始められております。現在、順調に進んでいるというふうにお聞きしております。

それから中段のあたり、2番、最適化活動の活動目標についてです。②の活動強化の取組内容といたしまして、非農地判断の実施、現地調査のほうを目標どおり実施いたしました。11月、1月、2月、それぞれ非農地の現地確認のほうを行っております。

それから、5ページの(3)新規参入相談会への参加状況につきましては、令和5年2月開催の山口農林水産新規就農ガイダンス、こちらのほうに1名、石川委員が御参加していただいておりますので、実績として上げております。

以上により、令和4年度の防府市農業委員会の達成状況につきましては、4段階のうち、上から2番目に当たります「目標に対し期待を上回る結果が得られた」との評価を頂いております。

また、個人目標の達成状況につきましては、最高評価の「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」という方が2名、それから2番目の「目標に対し期待を上回る結果が得られた」というのが3.4名でした。

1枚めくっていただき、6ページを御覧ください。こちらは、昨年度の事務の実施状況についての実績が記載されております。

1番、総会、部会の開催実績につきましては、毎月1回の総会と5月に年度総会を開催いたしました。

2番、農地法第3条につきましては、昨年1年間で4.5件の申請があり、全ての申請について許可をしております。

受付最終日からおおむね28日以内の許可書の交付を行い、標準処理期間内に事務を終えております。

続きまして、農地法第4条、第5条につきましては、1年間で9.2名の申請があり、全ての申請

について許可いたしました。

受付最終日から最長４２日以内に許可書の交付を行い、おおむね標準処理期間に事務を終えております。

４番の違反転用への対応につきましては、年度末時点、把握している違反転用の面積は、市内全部で２．５haほどございます。

追認等により是正された面積は０．４haでした。

１年間の事務の実施状況につきましては、以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

４番の違反転用への対応で２．５haということで、何を基に出していますか。

○事務局 ２．５haは、過去からの違反転用の調査が県からあるんですけども、その累積の面積です。

○藤井会長 違反転用の対象農地は、皆さんが把握してもらって、どういうあれがあります。農業委員会のほうにフィードバックしないといけない。場所は伝えているんだっけ。

○事務局 事務局なんですけど、令和３年に恐らく、農地パトロールのときに違反転用はありませんかということで皆さんから御申告いただいた通知の結果になります。

○藤井会長 現状で皆さん、違反転用場所を把握されておられますか。皆さん、されていますか。

○１８番 分からないで把握しています。

○藤井会長 アクション起こしてもこれ解消されないというふうな理解でよろしいんですかね。

○１８番 これは、事務局のほうで違反転用者に対して何か指導か何かされるちゅうように理解していたんですが。

○事務局 違反転用につきましては、パトロールの中で今既に、まさに違反転用をやっている状況だったり、直近のものについては、早い段階で原状回復をしていただきたいので、発見、今まさにやったばかりというところは委員さんのほうに御指導をお願いしますというふうなお願いをしているとは思いますが、何十年も前からもう埋めてある状態であったり、自宅の敷地のもう一部になってしまっているとか、そういったものについては、本当は是正してもらわないといけないものではありますが、ちょっとなかなかやってくれというのも、今まで放っておいて急に言われてもということもあると思うので、ちょっと対応については慎重に考えてやっていかないと、やる時にはもう市内一遍にぼんとやらないと、ここだけやってここはやらないとかいうことになると思います。問題が大きくなってしまいうので、ちょっと少し、うちだけではなくて市内全体で検討する必要があるのかなとも思っておりまして、まだ方向性が定まっております。（「市内」と呼ぶ者あり）土地の関係とかいろいろ課税課も含め、関係課がありますので、土地の関係、なので……。

○藤井会長 どっちにしてもこのままでから放置しておくわけにはいきませんので、何らかの対応を考えましょうよ。

○事務局 はい。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第４８号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで議案第４８号は承認いたします。

議案は以上でございます。

報告事項が４４号から４７号までございます。目を通していただいて何か御意見があればお伺いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で報告事項を終りたいと思います。

午後３時５５分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員